

## 滋賀県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例案要綱

## 1 改正の理由

過疎地域自立促進特別措置法第三十一条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成 12 年自治省令第 20 号）の一部改正および離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成 5 年自治省令第 1 号）の一部改正に伴い、過疎地域および離島振興対策実施地域における課税免除の適用期限を延長するため、滋賀県税の課税免除に関する条例（昭和 41 年滋賀県条例第 14 号）の一部を改正しようとするものです。

## 2 改正の概要

- (1) 過疎地域における課税免除の適用期限を平成 29 年 3 月 31 日まで延長することとします。（第 3 条関係）
- (2) 離島振興対策実施地域における課税免除の適用期限を平成 29 年 3 月 31 日まで延長することとします。（第 4 条関係）
- (3) この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 3 条第 1 項および第 4 条第 1 項の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用することとします。

# 過疎地域および離島振興対策実施地域にかかる 県税の課税免除の制度概要について

## 1. 制度の趣旨

過疎地域については過疎地域自立促進特別措置法において、また、離島振興対策実施地域については離島振興法において、製造業等の事業の用に供するための一定の設備の新設または増設に対して、地方公共団体が事業税、不動産取得税などの課税免除を行った場合は、減収分の交付税措置を講じる旨の規定があり、総務省令によりその要件、適用期限等を定めています。

## 2. 適用要件

### ①過疎地域

製造業（ガスの製造および発電を除く）、情報通信技術利用事業または旅館業の用に直接供する特別償却設備を新設または増設した場合で、当該設備の取得価額が2,700万円を超える場合

### ②離島振興対策実施地域

製造業、旅館業、情報サービス業、有線放送業、インターネット付随サービス業等の用に直接供する特別償却設備を新設または増設した場合で、当該設備の取得価額が原則として500万円以上の場合

※なお、今回の総務省令の一部改正により、離島振興対策実施地域における対象事業に農林水産物等販売業が追加されたことから、この部分については、課税免除に関する条例施行規則に規定することとします。

〔農林水産物等販売業：離島振興対策実施地域において生産された農林水産物または当該農林水産物を原料もしくは材料として製造、加工もしくは調理したものを持ち、店舗において主に当該地域以外の者に販売することを目的とする事業〕

## 3. 対象区域

### ①過疎地域

長浜市のうち旧余呉町区域、高島市のうち旧朽木村区域

### ②離島振興対策実施地域

近江八幡市沖島

## 4. 免除内容

対象となる県税	免 除 額
事業税（3年間）	新設または増設した設備に係る従業者の数をもとに一定の算式（※）で計算した額
不動産取得税（課税年度）	対象事業の用に供する家屋・敷地に対する課税額

※ 事業税の課税標準となる所得 ×  $\frac{\text{新設または増設した設備に係る従業者}}{\text{新設または増設した者が県内に有する事業所の従業者}} \times \text{税率}$

## 5. 制度始期

- ①過疎地域 : 昭和45年5月1日  
②離島振興対策実施地域 : 平成25年7月31日

## 6. 適用実績

### ①過疎地域（過去10年内）

- ・対象区域内での事業所の新設 1法人
- ・対象区域内での事業所の増設 1法人

### ②離島振興対策実施地域

- ・適用実績なし

滋賀県税の課税免除に関する条例 新旧対照表

旧	新
第1条および第2条 省略  (過疎地域における県税の課税免除) 第3条 青色申告書を提出する法人または個人が過疎地域のうち当該過疎地域に係る市町村の廃置分合または境界変更に伴い過疎地域自立促進特別措置法第33条第1項の規定に基づいて新たに当該過疎地域に該当することとなつた地区以外の区域内において当該過疎地域の公示の日から <u>平成27年3月31日</u> までの期間内に製造の事業、情報通信技術利用事業または旅館業の用に供するための第1種特別償却設備を新設し、または増設したときは、当該法人または個人に対しては、次の各号に定めるところにより、それぞれ当該各号に掲げる県税を課さない。 (1)～(3) 省略 2～5 省略  (離島振興対策実施地域における県税の課税免除) 第4条 青色申告書を提出する法人または個人が離島振興対策実施地域内において当該離島振興対策実施地域の指定の公示の日から <u>平成27年3月31日</u> までの期間内に製造の事業、旅館業、情報サービス業、有線放送業、インターネット附随サービス業その他規則で定める事業の用に供するための第2種特別償却設備を新設し、または増設したときは、当該法人または個人に対しては、次の各号に定めるところにより、それぞれ当該各号に掲げる県税を課さない。 (1)～(3) 省略 2～3 省略  第5条および第6条 省略	第1条および第2条 省略  (過疎地域における県税の課税免除) 第3条 青色申告書を提出する法人または個人が過疎地域のうち当該過疎地域に係る市町村の廃置分合または境界変更に伴い過疎地域自立促進特別措置法第33条第1項の規定に基づいて新たに当該過疎地域に該当することとなつた地区以外の区域内において当該過疎地域の公示の日から <u>平成29年3月31日</u> までの期間内に製造の事業、情報通信技術利用事業または旅館業の用に供するための第1種特別償却設備を新設し、または増設したときは、当該法人または個人に対しては、次の各号に定めるところにより、それぞれ当該各号に掲げる県税を課さない。 (1)～(3) 省略 2～5 省略  (離島振興対策実施地域における県税の課税免除) 第4条 青色申告書を提出する法人または個人が離島振興対策実施地域内において当該離島振興対策実施地域の指定の公示の日から <u>平成29年3月31日</u> までの期間内に製造の事業、旅館業、情報サービス業、有線放送業、インターネット附隨サービス業その他規則で定める事業の用に供するための第2種特別償却設備を新設し、または増設したときは、当該法人または個人に対しては、次の各号に定めるところにより、それぞれ当該各号に掲げる県税を課さない。 (1)～(3) 省略 2～3 省略  第5条および第6条 省略